

公共調達監視委員会審議対象一覧及び審議結果（物品・役務等）

〔随意契約によるもの〕

審査対象期間

令和元年7月1日～令和元年12月31日契約分

部局名 滋賀労働局

監視 委員会 整理 番号	審査会 整理 番号	物品・役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名 並びにその所属する部 局の名称及び所在地	契約を締結した 日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした理由(企画競争又は 公募)及び会計法令の根拠条文	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職 の 役員の 数(人)	備考	公共調達審査会 審議結果状況 (所見)	公共調達監視委員会 審議結果状況(所見)
1	01・3・1	地域雇用活性化推進事業	支出負担行為担当官 滋賀労働局総務部長 塩田尚志 滋賀県大津市打出浜14番15号	R1.10.1	長浜地域雇用創造協議 会 滋賀県長浜市高田町1 0番1号	9700150096412	本事業を実施できるのは当該業者のみである ため。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	99,769,000	99,769,000	100.00%	-	1者	所見なし	所見なし
		以下余白												

※ 備考欄には、以下の①から⑤に該当する場合には、当該符号を付しています。

- ① 低入札価格調査の対象となったものにあつては、「低入札」。
- ② 契約の相手方が独立行政法人となったものにあつては、「独法」
- ③ 競争入札、企画競争又は公募をしたが、応札者が1者しかないものにあつては、「1者」。
- ④ 新規案件で競争性のない随意契約であるものにあつては、「新規」。
- ⑤ 委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるものにあつては、「再委託」。